

役負担からみた近世都市プランの考察

金 井 年

I 序論

都市研究は従来、近世史の中では立後れた分野とされてきたが、近年は事態が改善に向かい、その分野においてもかなりの成果があげられている。そこで問題になるのは、近世都市の特質—古代・中世都市とは異なつた—とはどのようなものであり、それをどういう側面から把握するか、ということである。ここで町人負担である「役」に着目しようとする傾向がある。すなわち役負担の解明を通じて近世都市支配の原理をあきらかにしようとする諸研究がみられる。もちろんこのようなアプローチにも限界があり¹⁾、これでもって近世都市の本質を云々するのは早計かもしれない。しかし歴史地理学にとって興味深いのは役負担が町のプランと密接に結びついているという点であり、その意味でこのような研究動向は示唆に富む点が多い。専ら文献史学の立場から諸資料の分析が行なわれてきた役についての研究を、都市プランと結びつけることによって、新しい知見を得られるのではなからうか。本稿ではいくつかの都市をサンプルとしてとりあげているが、必ずしも体系的な考察を試みているわけではない。現在は地理学からの「役」研究の有効性を模索する段階であり、それで今後の展望を開く一助としたいと考えている。

さて役負担を町のプランとの係わりで考える時、従来どういうことがいわれ、またどのような課題がでてくるであろうか、少し列挙してみたい。

(1) 役は間口を賦課基準にするとされている。矢守一彦氏は彦根について、「各時代を通じ、役は裏行の長短にかかわらず、間口のみで

定められたこと²⁾を例証され、会津若松についても同様の事実を述べられている³⁾。これは周知のことものようにもみえるが、いまだ例証が多くあるわけではなく、一般論として述べるには、なお隔たりがあるように思える。果してどの諸都市においても奥(裏)行は役の賦課とは全く関係がないのか、検討してみる価値はありそうである。

(2) 同一都市内においても町のランクによって、役負担に差がみられる。これも従来指摘されていることであるが、これを具体的に図示することによって、まだ何か解明の余地があろう。もともとは均等であったのが徐々に差がついたというのが一般的であろうが、当初から差があった場合も考えられるし、また都市の建設時から存在した町と、のちに付加された町との差も当然ありうる。これらも歴史地理的な検討の対象となりうるであろう。

(3) 一口に「役」といっても、いくつかの種類・用語法があり、必ずしも明快な区別がなされているとは言えない⁴⁾。江戸の町人負担としては国役と公役とがある。三浦俊明氏は、「国役があくまで領主徳川氏のために奉仕する一種の軍役に属するものであったのに対し、公役(銀)は一略—いわば一種の町居住税に相当するもの⁵⁾という区別をされている。他方大坂にも二種類の町人負担があり、「町奉行所及び惣会所に関する経費すなわち三郷全体に課せられるものは公役と称し、一町限りの経費を町役⁶⁾とよんでいた。だから同じ「公役」という文字を用いても—基本的には相似の内容であるにせよ—少しニュアンスの違いがある。江戸は具体的な負担内容の違いによって、大坂は負担の及ぶスケールの違いによって二分されてい

たともいえる。大坂の「町役」は江戸の「町入用」に当るものであろう。他にも「〇〇役」、あるいは単に「役」という名称が用いられている場合もあり、したがって横の比較を行なう際はどのレベルでの比較なのかを念頭に置いておかねばならない。ただ一般の「役」一町人足役一は江戸でいう「公役」に近いものと考えてよい。国役は（三浦氏は「軍役」と表現されているが）特定の職業・一定の技術労働の奉仕である。

(4) このように役は元来職業と結びついた面を持つが、それが役負担の地域的専門化 (regional specialization) となって現われる場合がある。江戸において、18世紀の末には①国役町、②公役町、③職人・髪結の国役という3つの役負担の形態が存在したことが吉田伸之氏によって明らかにされている⁷⁾。「国役町」、「公役町」という名称が史料上いつまで遡りうるかはおいておくとしても、江戸の草創期、国役を請負うものにその代償として町屋敷が与えられ⁸⁾、これらは国役町としての成立をみた。しかし城下町の整備が進むにつれ、公役の負担が増大してくるわけで、国役町が公役町に変質するようなケースもでてくる⁹⁾。したがってこのような区分も固定的なものではない。この公役制は享保

7年(1722)に改正され、上等地・中等地・下等地の3ランクに分けられたことも周知の通りである。こういった変遷を通じて当初のプラン⇔役負担の相関性が徐々に乖離していくと考えられるのである。

以下具体的な諸事例の検討に移りたいが、上に述べてきたように役の実態は江戸についてかなり明らかにされてきているので、場合によりそれとの比較という面もでてくる。しかし江戸での役負担の体系が必ずしも近世都市一般にあてはまるものではないことは、留意しておかねばならない。

II 今井町における役負担と町割

今井は言うまでもなく、中世に寺内町として成立した町である。近世初頭には在郷町として繁栄をみ、富裕な家が多かったとされる。

ここでとりあげたいのは同町の「北町屋敷割図」¹⁰⁾である。今井町にはのちに付加された部分もあるが¹¹⁾、北町は当初から存在した町である。もっとも形態や文献史料からA-Bの内側が元来の北町であり、北側は付加された部分、Gが町への入口で門のあったところとされる(図1)。この図をもとに役と屋敷割との関係を検討するのが、ここでの目的である。

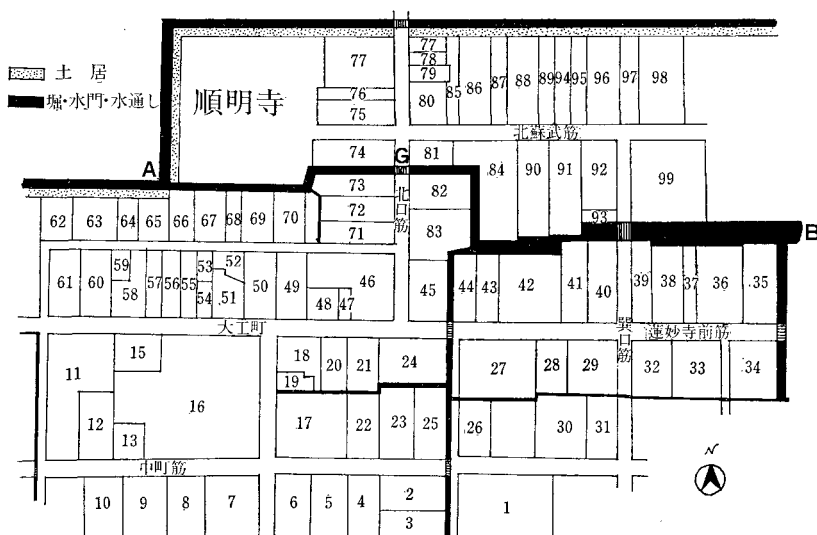


図1 北町屋敷割図(注10による。一部改変)

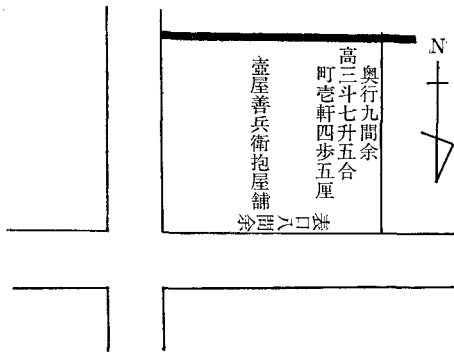


図2 絵図の記載方式 (No. 29)

表1 町役/間口の分布

町役/間口の 数値	屋敷地 (~99.ただし1, 2, 14は ナンバー欠。27, 77は2つあり。)
0.20~0.29	77(B), 78
0.30~0.39	62, 79
0.40~0.49	18, 63, 80
<略>	
0.80~0.89	9, 37, 49, 64, 67, 99
0.90~0.99	23, 24, 53, 54, 66, 96
1.00~1.09	12, 21, 25, 34, 65, 82
1.10~1.19	33
1.20~1.29	27(B), 35, 45, 85
1.30~1.39	5, 7, 15, 22, 58
1.40~1.49	6, 13, 17, 72, 86
1.50~1.59	46, 73
1.60~1.69	10, 32
1.70~1.79	3, 27(A), 28, 42, 55, 60, 61, 74, 92, 98
1.80~1.89	29, 36, 40
1.90~1.99	56, 90, 97
2.00~2.09	4, 8, 30, 48, 75, 83, 87, 88, 89, 91, 94, 95
2.10~2.19	57
2.20~2.29	44, 84
2.30~2.39	38
2.40~2.49	41, 43
<略>	
2.80~2.89	93
2.90~2.99	16
3.00~3.09	71
3.10~3.19	
3.20~3.29	11
<略>	
3.60~3.69	81
無 役	19, 20, 31, 47, 50, 51, 52, 68, 69, 70
不 詳	26, 59, 76, 77(A)

記載例をあげてみよう。図2に示したように、屋敷地の間口・奥行の間数、石高・町役・登録人が一筆ごとに記入されている。役は元来間口に依じて公平に割りあてられていた筈であり、ここでは森本氏の推定に従って、当初は間口5間=町役一軒であったとしておく¹²⁾。しかし年をへるにつれて、屋敷割は変化していくのである。

表1において、町役/間口の数値を各屋敷地毎に掲げてみた。役負担が公平に行なわれていれば、これは特定の数値、すなわち2.0¹³⁾あたりに集中する筈である。しかし実際にはこのようにバラツキがある。これは役負担確定後の屋敷割の変動の結果と考えられる。

再び図1に戻って、53と54の屋敷地をみてみたい。この2つは丁度ブロックの中程でわかれており、表1でみると、ともにほぼ間口1間あたり1分という数値がでている。これは屋敷を2分割した際に、役が半減されたと考えるのが自然である。しかも53, 54, 55の間口と土地所有関係から判断して¹⁴⁾、もともとこの3つの屋敷地は1つであったと推定されよう。以上に述べたことを図示するならば、図3における左図から右図への変化(細分化)が行なわれたということである。これは12の屋敷地を例にとってもいえることである。これも表1でみるように1間あたり1分となっているが、これは12の敷地が北側の大工町筋までつながっていたのが、半分に切られた結果であろう。そのため11の家敷地の負担率が高くなっている(1間あたり3分以上)。

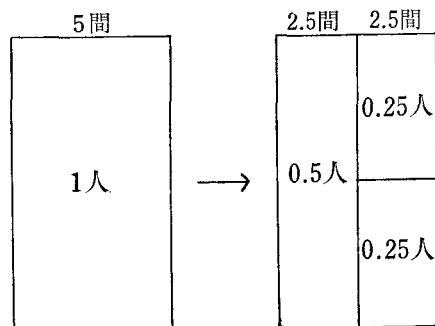


図3 屋敷地(役)の分割

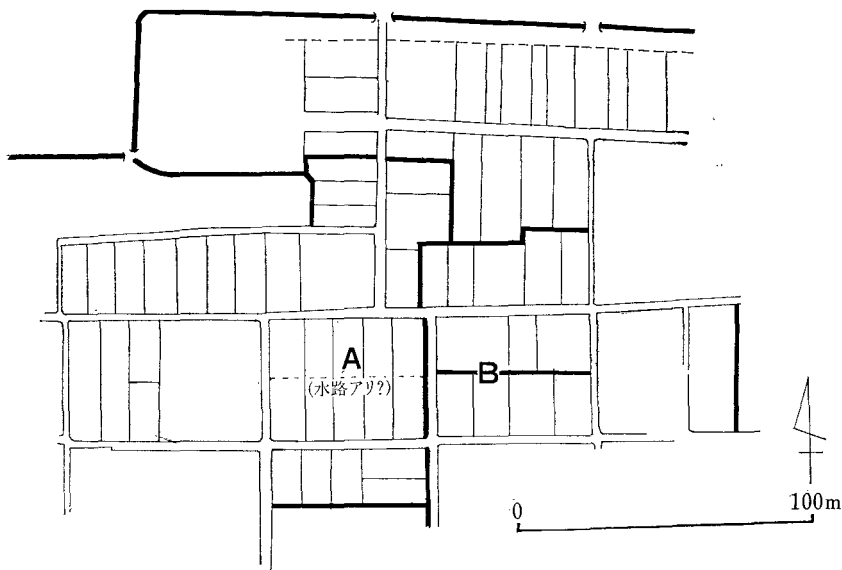


図4 役固定時の町割

逆にいうと次のようになる。つまり間口1間あたりの役が大体2分になるように奥行を変化させれば、役固定時のプランが明らかになるのではないか。図4はこのような考えに基づいて作製した、役固定時の屋敷割の復原図である。これと図1を比較すると、まだ細分化がなされていない。もちろん屋敷地は兼併も分割もありうるが、ここでは役固定後は専ら分割が進んだ。だから表1でみたように、1間あたり2分以下の屋敷地が多くでてきたのである。

気をつけたいのはA、Bと記入したブロックである。Bの部分は図1と比べてもあまり変化がないが、Aはこのように南北につき抜けるような屋敷割がなされており、その後ブロックの中間での分断が行なわれたと考えられる。ではこのような役↔屋敷地の固定性の強い町と、そうでない彦根（奥行と役とが無関係ということは、屋敷地面積と役との相関がないということである）などとの差はどうして生じたのか。

最近吉田伸之氏は近世の町の本質的なあり様として、2つの類型を立てられている¹⁵⁾。1つは中世後期に形成された町が近世に入ってもそのまま公認の形をとった「安堵型」、もう1つは近世に入ってから新たに建設された「創出型」

であり、氏は主に安堵型（具体的には京都などをさす）の町を例にして、町の論理を展開されている。その中で町屋敷所有におけるフラット性＝形式的平等の堅持ということがあげられているのであるが、このような形式的平等の堅固さ（あるいはルースさ）が先の、役↔屋敷地の結びつきの強弱に反映してきているとみたらどうであろうか。すなわち図3のような形の分割は、一軒＝一人役を遵守した結果であると考えたい。京都の町役については吉田氏が克明に検討されている¹⁶⁾が、それによると天正20年（1592）の時点において、町人身分数＝軒数（町屋敷数）＝役数という等式が成立したとされる。今井の場合は町割の改変という形をとっていないのでもう少し事情は簡単であり、当初から同様の式が成りたつような形でプランが定められたということであろう。しかし図4でみるように役固定時における奥行は一定せず、確かに間口のみで役の賦課は定められた。ただその後は屋敷地規模が、すなわち奥行きもが意義を持つてくるわけであり、この点が例えば彦根などと異なる点である。なお、この役の数値を算定基準にして金額を掛けるというシステム（○人<軒>×○匁という形となる。ただし金額は年次によ

表2 『松山町鑑』による町屋の分析

●古町分 (30町) ▲外巡町 (23町) ■水呑町 (18町)

	町名	本家数/総軒数	本家小間数	役高 (人)	役高/間数(分)
新町組 (6町)	●(5)新町①	45/99	225.5* (242.5)	45.085	1.999
	●(6)上棚町②	34/47	133	22.167	1.667
	●(6)呉服町③	31/81	125.5 (139.325)	20.917	1.667
	●(6)鍛冶屋町⑭	49/92	173	28.916	1.671
	▲道後町⑳	23/28	98	4.0	0.408
	▲今市町㉑	35/60	128.5	4.0	0.311
新町組全体		217/407	914.325 [915]**	125.085	1.416
府中町組 (7町)	●(6)府中町二丁目⑤	28/102	118 (142)	19.667	1.667
	●(5)府中町一丁目④	21/86	126	25.2	2
	●(7)畳屋町㉒	27/40	63 (101)	9.0	1.429
	●(7)北上紺屋町㉓	27/85	102 (112)	14.571	1.429
	●(7)北下紺屋町㉔	24/98	99 (101.5)	14.143	1.429
	▲木屋町㉕ ■末水呑町㉖	37/60 40/71	117.5 145.615 (163.105)	4.0 4.0	0.340 0.275
府中町組全体		204 [226]/542	771.115 (863.105)	90.581 [91.914]	1.175 (1.192)***
本町組 (6町)	●(4)本町一丁目⑥	28/45	140 (145.38)	3.5	2.5
	●(4)本町二丁目⑦	28/40	128 (131.5)	3.2125	2.5
	●(5/6)志津川町⑧	33/66	南 58 (60) 北 53.5 (66.5)	11.6 8.917	1.933 1.341
	▲本町筋今町⑩	32/58	110	1.0	0.091
	▲北古萱町	30/38	110	4.0	0.364
	▲北新萱町⑫	24/37	91.5		
本町組全体		175/284	714.88 [715.75]	92.642 [93.642]	1.296 (1.323)
魚町組 (7町)	●(4)魚町一丁目⑨	44/70	145 (146)	36.25	2.5
	●(4)魚町二丁目⑬	30/57	126 (129)	31.5	1.706
	●(4/6)紙屋町㉗	27/76	132.5	27.417	2.069
	●(6)栄町㉘	9/19	44	7.333	1.667
	●(5)米屋町⑮	35/87	87.5 (137)	16.58	1.895
	▲魚町筋今町⑪	29/52	106	1.0	0.094
■三津口町⑭	30/75	110	3.0	0.273	
魚町組全体		204/436 [433]	751 (804.5)	113.08 [117.585]	1.406 (1.462)

「右是迄は古町分也」

	町名	本家数／総軒数	本家小間数	役高(人)	役高／間数(分)
松 前 町 組 (7町)	●北松前町⑩	24／53	124.5	22.217	1.784
	●(5)中松前町⑪	31／48	114	20.2	1.772
	●(6)松前半町⑩	10／16	44	4.75	1.080
	●(5)南松前町⑬	29／48	147.5	28.1	1.905
	●細物町⑭	36／67	120	14.619 (18.572)	1.218
	●西町⑳	40／80	95 (110.5)	14.009	1.475
	●北利屋町㉔	39／88	113	14.214 (15.643)	1.258
松前町組全体		209／400	773.5 〔789.5〕	123.491 〔129.834〕	1.597 (1.645)
松 屋 町 組 (7町)	●松屋町㉗	36／71	145.5	19.778 (20.786)	1.359
	●南利屋町㉙	41／61	149.3	19.66	1.317
	●檜物屋町㉙	25／34	70	8.857	0.790
	●風呂屋町㉚	21／50	79.5	8.574 (11.056)	1.078
	●西紺屋町㉛	29／56	116	19.333	1.667
	●樽屋町㉜	30／44	77.5	12.91	1.666
	■宮之前町㉝	41／167	216.125	7.0	0.324
松屋町組全体		223／483	853.925 〔854.25〕	96.112 〔103.852〕	1.126 (1.216)
南 古 萱 町 組 (6町)	▲南古萱町㉞	55／112	192.5	10.0	0.519
	▲同新萱町㉟	41／69	146.59	1.5	0.102
	▲袋町㊱	17／34	71	1.0	0.141
	▲出淵町㊲	17／25	76.62	1.0	0.131
	▲江戸町㊳	18／66	80.17	1.0	0.125
	■松屋町末水呑町	17／31	70.61	2.0	0.283
南古萱町全体		165／337	637.49 〔638.5〕	16.5 〔17.0〕	0.259 (0.266)
藤 原 町 組 (6町)	▲藤原片町㊴	20／56	113.615	8.0	0.208
	■同西町㊵	26／74	154.63	9.0	0.020
	▲同魚町㊶	25／60	108.5	4.0	0.227
	▲同半町㊷	20／42	84.3	3.0	0.404
	▲藤原末ノ町㊸	28／42	123.175	1.0	0.132
	■永町三丁目	21／37	109.1	1.0	0.110
藤原町組全体		140／311	692.32 〔693.57〕	26.0	0.376 (0.375)

	町名	本家数/総軒数	本家小間数	役高(人)	役高/間数(分)
河原町組 (6町)	▲河原町⑤	75/199	385.42	8.0	0.208
	■同末新立町⑥	99/235	490.24	1.0	0.020
	■永町一丁目⑦	52/121	220.41	15.0	0.227
	■永町二丁目⑧	44/94	198.2	8.0	0.404
	▲竹鼻町⑨	44/139	227.155	3.0	0.132
	■二百人水呑町⑩	104/314	547.39	6.0	0.110
河原町組全体		418/1102 [415]/[1099]	2068.815 [2088.475]	41.0	0.198 [0.196]
唐人町組 (9町)	▲大唐人一丁目⑪	39/68	151.48	13.0	0.858
	▲同中之町⑫	53/90	263.41	11.0	0.418
	▲大唐人上之町⑬	63/218	352.37	1.0	0.028
	■同末ノ新立町⑭	72/158	319.235	2.0	0.063
	■同北横町⑮	65/132	343.26	6.0	0.175
	▲小唐人町⑯	37/78	150.145	5.0	0.333
	■同南片原町⑰	33/47	143.645	3.0	0.209
	■同北水呑町⑱	26/57	137	3.0	0.219
	■同東水呑町⑲	55/109	248.425	3.0	0.121
唐人町組全体		443/957 [413]/[957]	2108.97 [2110.17]	47.0	0.223 (0.223)
一万町組 (4町)	■一万町⑳	82/152	375.445	15.0	0.400
	■水口町㉑	36/49	134.15	5.0	0.373
	▲清水町㉒	42/72	127.09	4.0	0.315
	■同末町㉓	17/26	71	2.0	0.282
一万町組全体		177/299	707.685 [708.35]	26.0	0.367 (0.367)
総高寄(実数)		2575/5558	10903.535 (11139.515)	792.609	0.716
〃 [町鑑]		2575/5553	12082.55	823.216	0.681

<凡例>

└→5間1人役
(5)新町①
└→町年寄の年頭のあいさつ順
(清水正史氏による)

* 役を負担する小間数。()内は総小間数。以下同様。

** []内は「町鑑」記載の数値(実際の計算値とズレがある)を表わす。以下同様。

*** ()内は「町鑑」記載の役高で計算した数値。以下同様。

り変動しうる。)をとるわけであるが、今井の場合は正徳3年(1713)の今西家文書¹⁷⁾によって、(正徳ごろは)1軒あたり銀23匁1分の割合で町役を課していたことがわかる。今井の屋敷地規模は平均間口5間×奥行9.5間であり¹⁸⁾、故に一坪あたりに換算すると0.486匁となる。これは江戸の上等地(5間×20間で年間2匁×15回=30匁、一坪あたりでは0.3匁)に比べても、かなり高額である。

Ⅲ 松山における役負担と町割

松山城とその城下町を建設したのは加藤嘉明である。彼は関ヶ原の戦いの際の軍功が認められて伊予20万石の領有を許され、慶長7年(1602)から城と町の建設に着手した¹⁹⁾。そして当初の町立ては30町に及び、これらは一般に「古町」とよばれて、地子免許の特典を与えられていた。これら最初の町人街は城郭の北西地区に建設されたが、その理由はこの方角の延長上に外港である三津浜が位置するという防衛上、経済上の観点からであった²⁰⁾。

さて同城下町については、『松山町鑑』という史料が残されている。同書は「松山城下町の町人街についての主要事項を記載している」²¹⁾のであるが、注目したいのはその中の元禄7年(1694)、「町々年寄名付并本家数小間数借家数役高付」と題された文書である。その書式については後で実例を示したい。この史料については既に田中歳雄氏が注目され、分析を行なっている²²⁾。ここではその記載を地図上に引き移した上で、検討してみたい。

表2は上記の史料をもとに作製したものである。城下の各町は3つに区分される。1つは上に述べた古町、他は外巡町(23町)、水呑町(18町)であり、これらは城下町周辺部に寛文一延宝頃に自然発生的に年貢地町屋として発達したものである²³⁾。この表と図6、7(後述)より明らかになることを、次の3点に整理してみた。

1) 役負担の数値について

古町に属する町々ではこの時期、相当に役高

表3 松山の公定駄賃表(嘉永元年5月)
〔田中歳雄氏による〕

区間	古町		中	古町より	外側より
	外	側		三津下ヶ	三津下ヶ
米一俵二付	二	分		三分五厘	九分
車二而	十	文		三分	八分
材木十才二付	一分五厘			二分	四分五厘
車二而	一分			一分五厘	三分五厘
掛目物十貫二付	一分五厘			二分五厘	七分
車二而	二分五厘			二分	六分
酒一挺二付				六分	一匁七分
車二而				五分	一匁二分

が複雑化しており、城下町成立以降約90年間でかなりの本家屋敷割の変動があったことが推察される。役高は「人」で表わす(もちろんこの時期では銀納制になっていたわけだが)から最初は割り切れた筈であり、事実のちに役を賦課された地域では、ほとんどすべて「〇〇人」という切れのよい数値となっている。また古町分の役負担率が高いことは既に田中氏の指摘するところであり²⁴⁾、この表をみても間口1間あたりの役高の差は歴然としている。これは古町に対する各種特権と逆相関の形で、多くの役が負担させられていることを表わしている。各種特権とは地子免許の他、田中氏の研究によれば²⁵⁾、商品輸送について格別な便宜がはかられていたことがあげられる。嘉永元年(1848)の公定駄賃表をみると、外側²⁶⁾から三津までの運賃は古町からの分の2倍～2倍半に及んでいる(表3)。

2) 城下町内の屋敷地規模

役の賦課と関連して考えたいのは、基準となる屋敷地規模についてである。まず「町鑑」の記載例をみてみよう。

<史料1>

新町

一 本家四拾五軒 此小間式百四拾式間半内、
借家五拾四軒 拾七間ハ役高三人四分満屋
惣左衛門家役大年寄役ニ引
ル、メテ式百廿五間半諸役
勤ル

役高四拾五人八厘五毛 新町 池田市市郎兵衛

同 京屋 次右衛門

ここで着目したいのは、本家数の次に書かれ

た小間についての記述である。「満屋惣左衛門」の役高が17間で3人4分、すなわち、 $17 \div 3.4 = 5$ 、ということで、この町の場合は五間一人役という計算が成りたつ。

〔検証〕 役高45.085(人) × 5(間) = 225.425(間) となって、記載の「式百廿五間半諸役勤ル」とほぼ一致する。かくして一軒一役とすれば間口5間がまず規準サイズとして考えられるが、時代的に考えて、それが当初のプランであったかどうかはまだしばらく断定を避けなければならぬ。

<史料2>

呉服町

一 本家三拾叁軒 此小間百卅九間三尺二寸五分
 借家五拾軒 内壹間半清蔵拘三間半横町
 故表町式間役ニ引、又内五郎右衛門三郎右衛門安左衛門右三人家小間数廿八間分
 表町拾五間半役ニ引メテ百二拾五間半諸役勤

役高廿人九歩壹厘七毛 玉井長右衛門
 戸井与右衛門
 (下線筆者)

この記載は少し意味がとりにくいのであるが、下線⑤の部分は例えば図5のようになっていると解される。町の間数は当然ブロックに沿っての直線距離で表わされるが、たまたま正面が通り道に向いていない場合(堅町であれば横を向いている)には実測に6割弱程度(×0.57)をかけた数値に換算して、役を賦課したものと思われる。⑤についても同様で、 $28 \text{間} \times 0.55 = 15.4 \text{間}$ という算定の仕方をしているのである。つまり、 $139.325 - (3.5 + 28) + (2 + 15.4) = 125.225$ 間半が「諸役勤」ることになっている。

ところで上に間口5間の屋敷地規模を想定したが、他の諸町はどうなっているのか、より検討を進める必要がある。

<史料3>

志津川町

——略——

内
 △六十間ハ南町五間ニ老人役

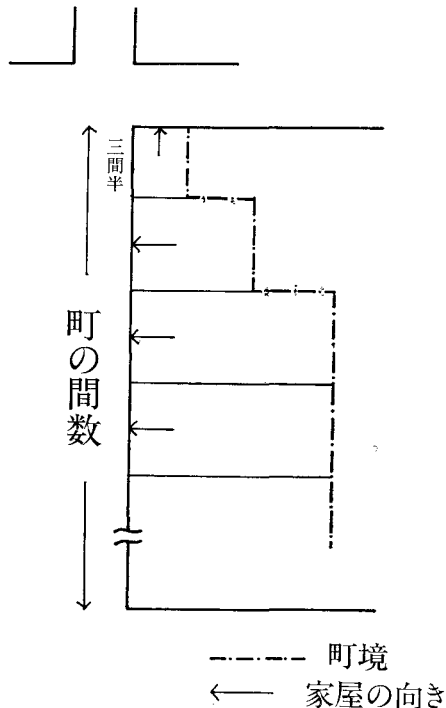


図5 呉服町模式図(部分)

式間ハ 油屋清右衛門家表行短ク故引之

引残テ五拾八間 此役 拾叁人六歩
 △六十六間半北町六間ニ老人役
 内
 式間ハ 無役 大工善三郎
 式間ハ 同 大工九郎左衛門
 式間半ハ 同 大工甚右衛門
 六間半

但此小間ニ役壹人八厘三毛之分
 御札銀江戸惣代銀懸ル、其外ハ除ク

南町 引残テ五拾三間半 此役八人九歩壹厘七毛

——略—— (傍点筆者)

これによると同じ志津川町でも、南町と北町とで役の賦課率が異なっていることがわかる。史料1と同様に検証してみたい。

〔検証〕 南町— $11.6(人) \times 5(間) = 58(間)$
 北町— $8.917(人) \times 6(間) = 53.5(間)$

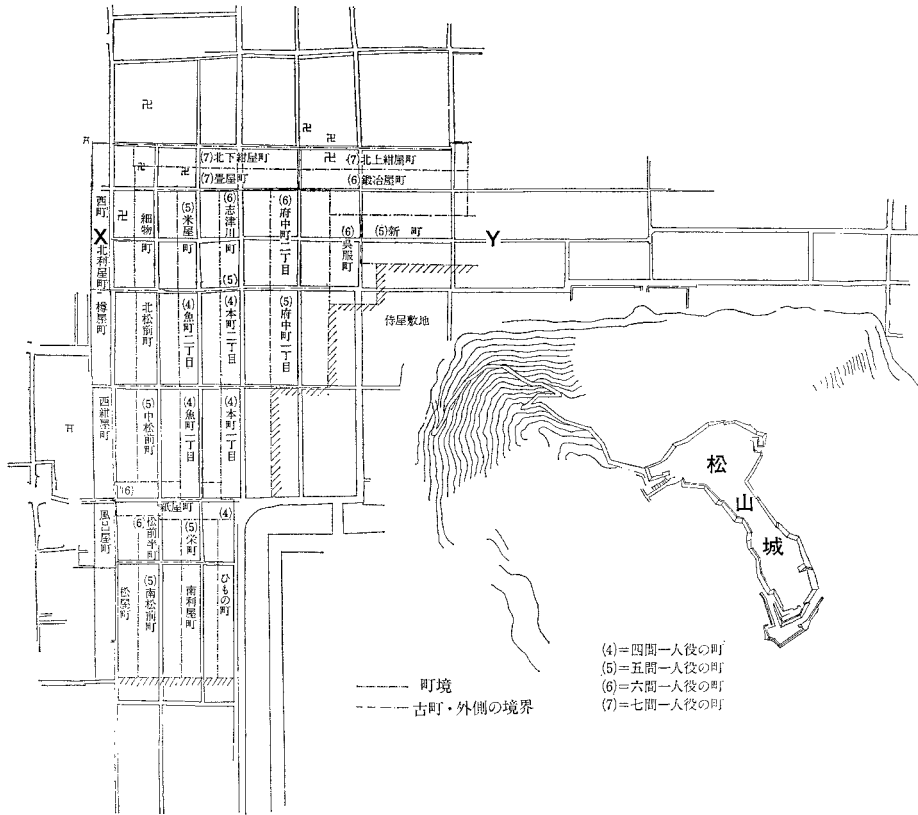


図6 松山城下町古町の町割

よって記載に矛盾のないことが知られる。

こうして各町を個別に調べていくと、四間（一人役）から七間まで、4種類（一軒一人役とすれば）が検出できる。では当初の間口は何間であったのか。その問題を解くためには、先に古町分全体の町割についてふれなければならない。

図6²⁷⁾では城地西部を南北に伸びる短冊型ブロックと北部を東西に伸びる短冊型ブロックが城の北西部で合体して基盤型ブロックを形造っているように一見みえるが、これは少し検討を要する。すなわち町組の形態から判断して、東西に伸びる道路X-Yはのちに新設されたものであろう。もっとも信頼しうる絵図の中で最も古い寛永12年（1635）図²⁸⁾の中には既にこの道路がみられることから、建設時期は城下の成立からそう隔った時期ではなさそうである²⁹⁾。こうして「新町」というのは道路の開設とともに

新たに町立てされた地域であることがわかる。ただこれはあくまで古町地区の中でのプランの改変であるから、新町であっても、古町分の中に含まれているのである。

図7は以上のような考察に基いて想定される、城下町建設当時の町割である。図のGを大手門とすれば³⁰⁾、松山は主要町通りがそれに平行する、縦町型の城下町³¹⁾ということになる。ただし町屋地区の北端地域のみはブロックを横倒しにして戦略上のガードラインを形成するという変則性をみせる。

ここで先の、基本的間口の規模の問題に話を戻したい。結論を先に述べると間口5間が当初の平均的屋敷地規模であると推定できるのだが、以下はその論証である。

松山は戦災に遭っているが、基本的な町割は戦前のものを踏襲しているところも多い。図7に現行の2,500分の1国土基本図上で計測した

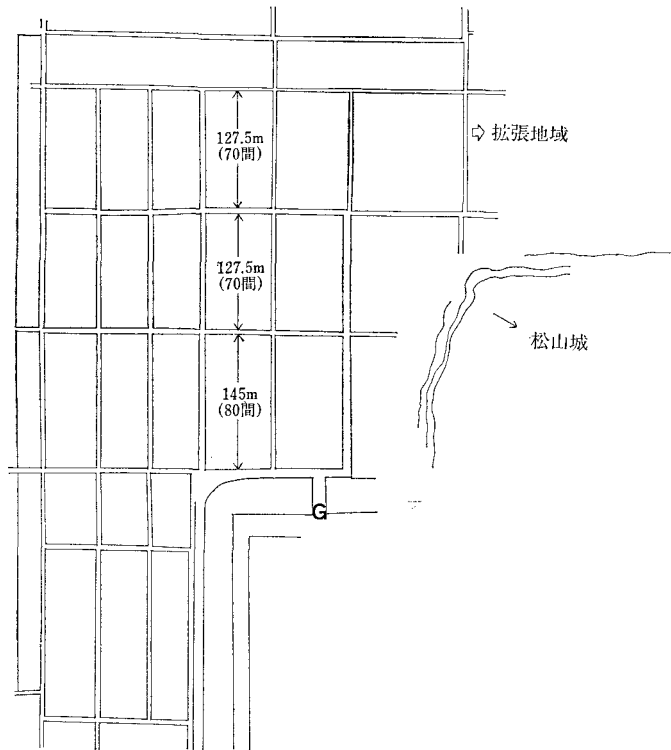


図7 松山城下町建設当時の町割

ブロックの南北幅を記入してみた。これで見ると、127.5m (= 5間×14)、145m (= 5間×16) というように、丁度5間の倍数で町割がなされていることが知れる。したがって当初は間口5間=一軒=一人役であったのが、元禄7年時点では4間、5間、6間、7間(=一人役) というように、役負担に4つのランクができてしまったと推測できる。特に本町筋・魚町筋が負担率が高い。これは単に商業的繁栄の度合いを示すだけではなく、領主側との利害関係の大小を表わすものである。表2にあげた町年寄の年頭の挨拶順をみると³²⁾、七間一人役の町は古町分の中で最後にあてがわれている(もちろん外巡・水呑町はもっと後回しである)が、これなどはその一つの表われといっていよい。

なお東西方向のブロックの幅一全体その半分が奥行となる一については道路の拡幅が行なわれていたりして、正確に測定するのは困難である³³⁾。しかし多少のバラツキがあるのは確

かのように、それ故奥行は役負担と無関係とはいえないまでも、設定の仕方が比較的ルーズである。

3) 賦課基準としての役数値の「利用」

先述の元禄7年、「町々年寄名付……」の最後の部分を引いてみたい。

<史料4>

惣高寄

- 本家都合 弍千五百七拾五軒
- 同小間都合 老万弍千八拾弍間五尺五分
- 借家都合 弍千九百七拾八軒
- ①役高都合 八百弍拾三人弍歩老厘六毛

此高=会所破損銀御雇之人足手代
給共=懸割付ス

② 同七百弍拾六人六歩九厘

此高=御礼銀江戸惣代銀割付ス
但シ水呑町役除ク大工役ハ入テ

③ 同七百拾三人弍歩老厘弍毛

此高=亭続賃銀割付ス
但シ利屋家役入テ水呑丁除ク

④同七百拾四人三歩六厘

此高 = 人足之割付ス
但大工家利屋家水呑町ヲ除ク

已上

(○数字筆者)

これにより④の町役が基本になり、それが他の経費や負担の賦課基準としても利用されていることがわかる。③にでてくる「葶続(績)」というのは、「武器の一つとなる麻綱の材料に使ったと思われる葶を績ぐこと」³⁴⁾であり、それが銀納化なされているのである。④の人足役とは具体的には、藩主の参勤・帰城の際の街道清掃、扶持米用の伝馬、藩主の狩猟の際の勢子、城の清掃手入れ等をさしている。ただ水呑町は②以下は負担していない。

なお先の〈史料3〉をみると、大工が無役となっている。これは大工役を負担するからであって、これは江戸でいう国役に該当する。ただし「御礼銀江戸惣代銀」については、「大工家入テ割」ることになっている。また「人足割付」については、利屋も免除されている。したがって役負担と職種とは確かに対応している面を持つが、少なくともこの時点において町による役負担の分化は行なわれておらず、その意味では「江戸型」の城下町とは異なる。ただ当初からこういう形をとるのかどうかは今後、近世初頭の史料に遡って検討を加える必要がある。

IV 甲府における役負担と町割

甲府については寛文2年(1662)の古府中25町の「町数家数間数改帳」が残されており、既に脇田修氏がその分析をなされている。ここではまずその成果を引用させていただき、それを補足するという形をとってみたい。——「一般の人足は役屋敷の間口2626間2尺(25町分)について214人の人足を課せられた。この負担は25町で比率が異なり、古紺屋町112間・4人で28間・1人になるのに対し、広小路144間・19人、約7.5間・1人と負担が重い。これは町の等級づけによるものとみられる。」³⁵⁾ここでいう「町の等級づけ」とはどのようなものであろうか。

表4 甲府城下・諸町の構成

{ 上 府 中 { 旧城下・26町> } } 下 府 中 { 新城下・23町> } }	{ 外郭内—古城屋町・古連雀町・新紺屋町・堅町・広小路町・畳町・細工町・古三日町 <8町> }
	{ 外郭外—古紺屋町その他 <18町> }
{ 外郭内 <新城下・23町> }	{ 外郭外 }

表5 火消人足負担(「火消人足之覚」による)

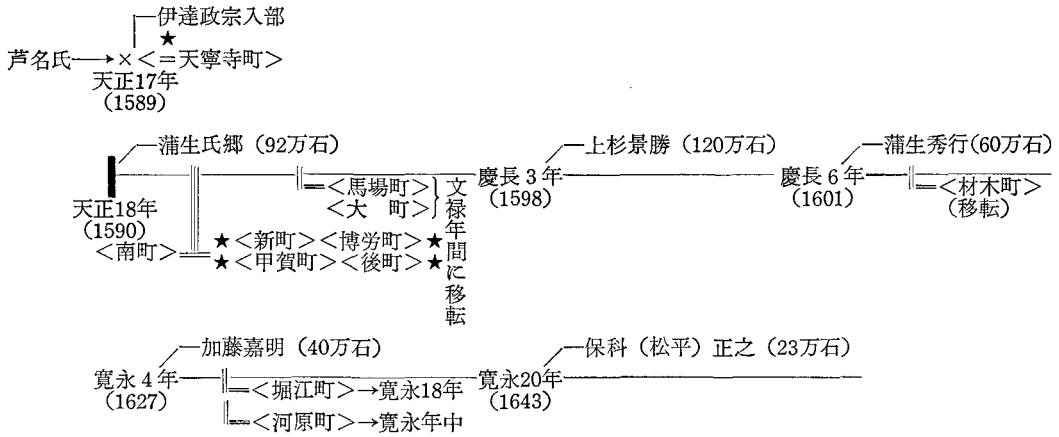
下府中—計690人(1町平均30人)	* 史料では988人
上府中—計308人(1町平均11.85人)	
998人*	

甲府城下の町は旧城下(武田氏時代からの城下)である上府中と、新城下(浅野氏の時代になって形成)の下府中に分けられる。上記文章中の古紺屋町も広小路もともに上府中に属するが、これはさらに外郭内と外郭外に分けられ、広小路は前者、古紺屋町は後者に属する(表4)。上府中は先述の松山でいえば古町にあたるわけだが、ここでは役負担体系について、郭の内・外という点で、もう一段ランクが設けられているわけである。またこれも松山とは違って、上府中・下府中ともに地子免許がなされている。故に地子の有無はこの場合、町のランク付けとはつながらない。ここでは「享保9年(1724)甲府町方并寺社諸品申送帳」³⁶⁾に含まれている、「火足人足之覚」を資料として出しておきたい。甲府では万治3年(1660)正月の大火を契機として火足人足の制が定められ、各町から人足を出すよう決められていた。これを同資料でみると下府中23町で計690人、つまり1町あたり平均30人、上府中では12人弱となっており、下府中に人数からいうと2.5倍あまりの負担がかかっている(表5)。このような町役的な負担はのちに形成された下府中に多くをかけ、逆に領主に対する賦役は専ら上府中に負担させているのである。

甲府城下町(甲斐国)の領有者をもてみると、代々幕府直轄か徳川一門以外に領有が許されて

表6 会津若松における領主の変遷と町の形成

★：役の課せられた町



いない³⁷⁾。これは江戸に隣する軍事的・政治的な要衝と目されていたためとされる。この町をプランからみると下府中は大体において商業区を形成、上府中において職人町が集中存在しており³⁸⁾、江戸の「公役町」、「国役町」とのアナロジーが認められる。江戸との類似性は前記のような領有関係に基づくものと言ってよいのではないか。

V 会津若松における役負担と町割

会津若松においてもしばしば領主の交代がみられた。その変遷については表6に示す通りである。寛永4年(1627)に入封した加藤嘉明は言うまでもなく、松山の町割を行なったのと同人物である。しかしここでは城と町を一部改変したのみで、城下町プラン全体についてはあまり大きな役割を果していない。

芦名氏時代の戦国期城下町を近世的プランに改造したのは蒲生氏郷である。矢守氏は蒲生氏系の城下町として、①日野、②松坂、③会津若松の3城下をとりあげ、「城地を移すごとに、大体的にみるならば、堅ブロックから横ブロック型へ、また主軸をなす町通りについても<堅>から<横>という一般的傾向が検証³⁹⁾できるとされている。これは足利健亮氏の主張される、織豊期の城下町は堅町型が一般形であったのが、文禄3年(1594)の秀吉の伏見城下町経営によ

って横町型へと変化した⁴⁰⁾という図式と軌を一にしているといつてよいだろう⁴¹⁾。逆に慶長7年になって建設された松山が堅町(堅ブロック)型をとっていたのは、プラン上の後進性を示すものであろう。一口に<堅>から<横>の変化といつても、そこには地域的な差異がみられるようである。

さてこの町については「会津藩若松城下風土記 風俗帳⁴²⁾という史料をもとに少し検討してみたい。この史料には城下の各町についての記述がなされているが、このうち役負担が確認できるのは表7にまとめた4町である。これらは時期的にも最初期に建設されている。松山、甲府のところで縷説したように、町による役負担の有無(大小)は領主側との結びつきを示す指標となりうるものである。文献上で最も早く町割されたのは天寧寺町であつて、これは天正17年(1589)、伊達政宗入部の際に仙台よりひきつれてきた家臣を居住させたとされる町である。位置からみて、城の東部が重視されていたといつてよい。

これら4町の配置は図8の通りである。ここで注目したいのは伝馬役のところである。博勞町がもともと40疋を負担していたのが万治2年、新町にそれが移されている。史料にはその理由がふれられていないが、これは要するに「横」の街道が「堅」の街道よりも優位にたつていっ

表7 会津若松の役負担諸町（会津若松風土記・風俗帳<寛文6年・1666><貞享2年・1685>により作製）

町名	役屋敷	無屋敷	総屋敷数	伝馬役	日消人足	備考
天寧寺町	113軒	4軒	117軒	—	50人→25人 ^{**}	無役→町役有 (寛永4年・1627) 無役→町役有 (寛永年中)
新町	697軒半	22軒	719軒半	36疋(十人足108人)	— ^{***}	
博勞町	106軒	3軒	109軒	正保元年(1644)40疋 ^{****} →万治2年(1659)新町へ	—	
甲賀町	76軒	19軒	95軒	—	—	

*「一 同町之面々、居屋敷より御年貢並地方之諸役仕候に付、伝馬付人足等は相勤不申候、御年貢方諸役取立申候は、町分御年貢地郷頭森惣左衛門仕配に御座候事。」

**「一 火足人足之儀、前々五拾人宛出来申候、然所に当町困窮仕、相勤申儀迷惑奉、存、右之人足御免被、遊被、下度旨、御訴訟申上候得は、慶安元戊子年式拾五人御免被、遊被、下置、候。此節より式拾五人宛一町之内十日替りに仕、御役儀相勤申候事。」

***「一 大工之儀、御公役に罷出候節は、御作料一日に上に銀老匁九分、中老匁七分、下老匁四分つゝ被、下置、候、郷村所々に御細工被、仰付、罷越候節、諸々に而町御役相勤可、申者無、御座、候故、火消番、風番、自身番等之町御役義御免被、下候事。」

****「一 当町(博勞町)之儀、越後御侍衆、江戸往還に御座候に付、正保元申之年御伝馬町に被、仰付、四拾疋之伝馬相立、御役相勤申候所に、万治二亥の年より新町に而相勤申候事。」

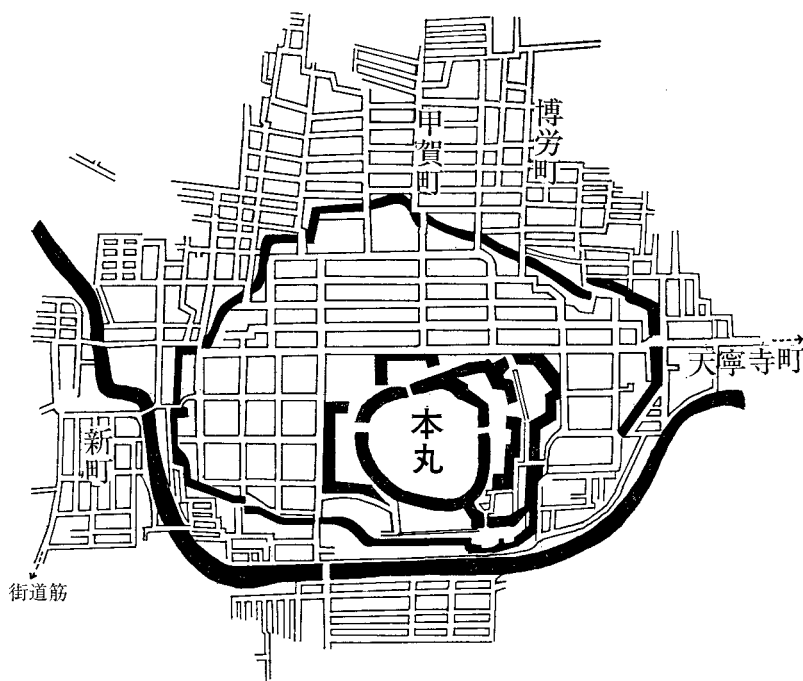


図8 会津若松城下町（町名は表7に記載のものを示す）

(注3) 所取の図をベース・マップにして作図

たことをもの語るのではないか⁴³⁾。そうなればやはりプランと役負担とは無関係ではないように思われる。

VI 役負担とプランとの相関性の乖離

当初の町割・屋敷割が平等な規模で施行されたとしても、時代とともに階層分化が進展し、それが具体的には屋敷地の兼併・分割となって現われてくることは言うまでもない。そこでそのような隔差増大に歯止めをかける努力がなされることになるのだが、そこには当然都市による差異がみられる。そのあたりの事情を少し追求してみたい。

京都では17世紀後半以後、ほぼ三軒役を上限とし、それ以上の町屋敷=役数の集積は規制されていたことが史料によって確かめられている⁴⁴⁾。また大和郡山の柳町一丁目の定では軒役持は一つ名前前で三軒役以上は持てない規則になっていた⁴⁵⁾。吉田論文では京都を例にして、このような規定にもかかわらず町屋敷の統合・分

化・集積を結局は追認せざるをえなくなっていく過程が追求されている。しかしもう少し根本的な問題は、そもそもこういう抑制をかけようとした都市と、はじめからかけようとしなかった都市とがあったであろうということである。例えば広島では、「最初から表間口2, 30間から2, 3間にわたる各階層の家がみられた」⁴⁶⁾のであり、はじめから自由競争原理が働いていたとみられる。これは都市プラン上の進展性と保守性の問題とってよいかもしれない。城下町プランの整備に伴って内山下の公用地化という現象が発生することが、矢守氏によって指摘されている⁴⁷⁾。氏はこの現象によって城下町プランの惣構え型から内町・外町型、さらには郭内専士型への変容系列を設定されるのだが、広島はまさにこのコースに沿っているのである。

その逆の例として大和郡山があげられる。ここでは豊臣秀長の時代に成立した13町をもって内町としていたが、そのうち10町の枝町が新たに内町に編入されていく。うち西奈良口町、北

表8 大和郡山における家数の変化 (注45による。一部改変。)

調査年度	内 町			外 町			
	家 持	借 家	計	家 持	借 家	家	計
A 延宝7年(1679)	976	1613	2589軒	566	1538		2104軒
B 享保8年(1723)	923	974	1897	618	1335		1953
C 安永6年(1777)	1238	1089	2327	585	925		1510
B → C の 変 化	+315	+115	+430	-33	-410		-443

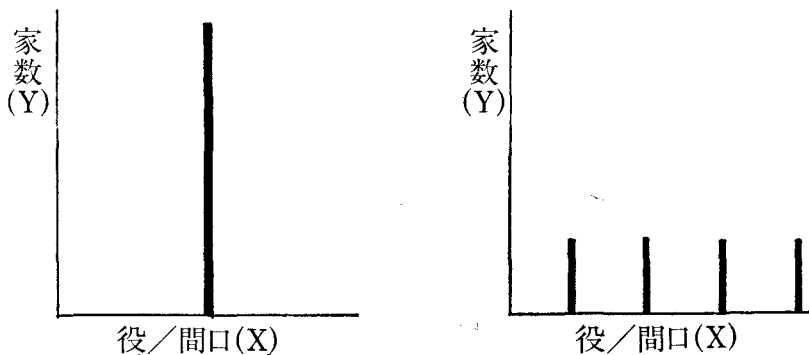


図9 (A) X, Yの相関性1, (B) X, Yの相関性0

大工町、洞泉寺町の3町は宝永年間に内町に入るが、後2町は町割から推して外濠を南に張り出すことにより、とり込む形となっている。表8でB～C間での内町の増加分≒外町の減少分となっているのはそのせいである。ともかく町屋を郭内から郭外へと移動させるという一般コースの逆をいっているのであり、借家が減少し家持が増加するというのもまた逆コースである。役は当然家持人が負担するのであるから、ここでは町内に役負担について大きな隔差は生じてこない。逆説的にいえば、役と町のプランとの乖離は都市的発展の必然ということにもなる⁴⁸⁾。

最後に役負担と間口規模との乖離の程度を計量的に測定する試みを示し、小論を終えたい。

この2つの相関々係が崩れるといっても、具体的な数値で表現しないと都市間の、あるいは同じ都市でも時代別の比較ができない。その際

の指標として、

(1) 全体に占める無役家の割合と、

(2) 間口1間あたりの役負担の分布、をとりあげてみたい。(2)から先に述べると、間口1間あたりの役負担が全く均一であれば図9Aのようになり、全く相関性がないならBのようになる筈である。実際にはこの間に位置することになるが、その分散の度合を表わすには標準偏差

$$\left(S. D. = \sqrt{\frac{1}{N} \sum_{i=1}^n (X_i - M)^2} \right)$$

の式を用いばよい。今、例として前出の今井(表1の数値を転用する)と寛政11年(1799)の大坂・尼ヶ崎一丁目をとりあげ、検討してみたい。後者は宮本又次氏が「家持・借家人別帳」によって役と家屋規模とを対比されているので、それを利用することにする⁴⁹⁾。その結果は図10に示す通りで、偶然にも同じ数値(S. D. = 0.68)となった。ただしこれは間口に焦点を絞っての

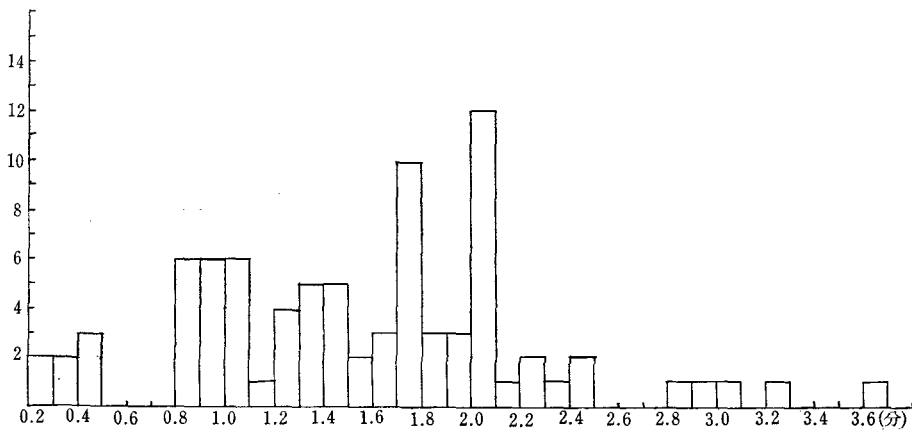


図10(A) 町役/間口 出現頻度表(今井町北町) S. D. = 0.68

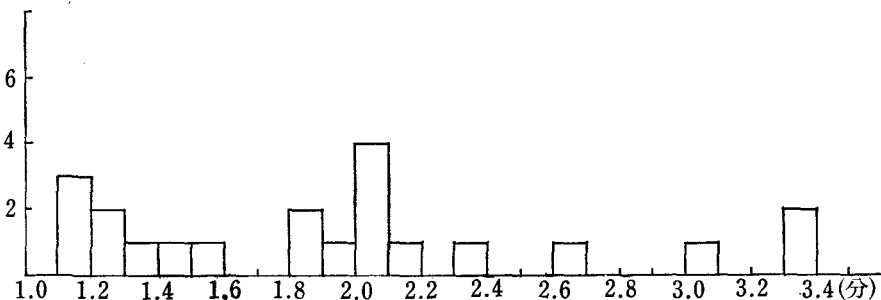


図10(B) 町役/間口 出現頻度表(尼ヶ崎1丁目) S. D. = 0.68

話であるから、尼崎一丁目では奥行がほとんどすべて20間で統一（例外は1軒のみで、それは16間）されており、今井のように奥行で「調節」されていないことを考慮する必要がある。

次に全体に占める無役家の割合をみると、今井で10.6%（10/94軒）、尼ヶ崎一丁目で32.3%（10/31軒）⁵⁰⁾となっている。するとここに設定した2つの観点からみて、寛政年間の尼ヶ崎一丁目の方が天保ごろの今井町北町よりも役負担の不平等が進んでいるとはいえそうに思う。この2町の比較だけでは不十分でより多くのデータに基いた検討を行なう必要があるが、一応1つの見通しを提示してみた次第である。

〔注〕

- 1) 今井修平「近世都市研究の課題」歴史科学, 第94号, 1983, 5頁。
- 2) 矢守一彦『都市プランの研究』大明堂, 1970, 333頁。
- 3) 矢守一彦『都市図の歴史—日本編—』講談社, 1974, 354頁。
- 4) もっともこれは役自体の多様性に起因するとも言えよう。
- 5) 三浦俊明「江戸城下町の成立過程—国役負担関係を通してみた町の成立について—」日本歴史, 第172号, 1962, 39頁。
- 6) 乾宏巳「大坂における町人自治の展開—町役をめぐって—」歴史研究, 第13号, 1976, 37頁。なおこの部分の記述は『大阪市史』第1巻をもとにしている。
- 7) 吉田伸之「役と町—江戸南伝馬町二丁目他3町を例として—」歴史学研究, 471号, 1979。
- 8) 前掲5)
- 9) 前掲7) 60~61頁。
- 10) 森本育寛編『今井町絵図集成』1980に所収。絵図の成立年代については、所有権の移転、屋敷地の分割等を示す付箋が最も古いもので天保8年(1837)に付いており、少なくともそれ以前の成立であることが知られる。同書80頁参照。
- 11) 「新町」, 「今町」の部分。今井はよく知られた例であるが、同じく寺内町である御所も後代に町域の拡大をみたことを筆者はかつて明らかにしたことがある。拙稿「寺内町の形態の類型とその変

容」人文地理33—3, 1981, 80~81頁。

- 12) 前掲10) 81頁。
- 13) 「軒」は一種の単位になっている。つまり1軒=10分であるが、このような用法によって、今井においても1軒=一人役という原則が成り立つ。
- 14) 53~55のいずれも間口は2間半、登録人は、53「大工忠治郎抱屋敷」、54「大工忠五郎居宅」、55「大工忠治郎居宅」となっている（傍点筆者）。
- 15) 吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史 5・近世1』東京大学出版会, 1985)
- 16) 吉田伸之「公儀と町人身分」歴史学研究・別冊特集(世界史における地域と民衆・続)1980。
- 17) 「今井町之儀—略—老軒役式半軒役と申候而右入用銀軒数=割付、高役と申=而ハ無御座候、右銀老軒役=銀貳拾三匁叁分余宛出之申候」森山育寛・堀内啓男編『今井町近世文書』1978, 112頁。
- 18) ただしこれは奥行をブロックの中間でとった場合であり、図4のAブロックのような場合は奥行は20間程となる。
- 19) 松山城および城下町の立地選定のマクロな要因、その形成過程については、窪田重治「近世城下町松山の歴史地理学的研究」『松山東雲学園研究論集』2—2, 1966, に詳しい。
- 20) 田中歳雄「松山城下町における古町と外側との歴史的関係についての一考察」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店, 1957) 230~231頁。
- 21) 田中歳雄「松山町鑑—解説」(西川・原田・矢守編『日本都市生活史料集成・3巻(城下町篇I)』学習研究社, 1975) 28~29頁。「町鑑」は同書の他、『松山市史料集』、『愛媛県史』等に収められているが、内容に多少の相違がある。ここでは『松山市史料集・第4巻(近世編3)』1984, 3~117頁に所収のものを使用した。
- 22) 田中歳雄「近世城下町における都心について—松山城下町の場合—」『愛媛大学紀要』3—2, 1957, および注20)。
- 23) 前掲19) 194~195頁。
- 24) 前掲20), 22)
- 25) 前掲22) 63~64頁。
- 26) 外側は城の南方の諸町をさし、外巡町・水呑町から成っている。
- 27) 戦前の3,000分の1の基本図(松山市都市計画課蔵)をベースにし、「松山市街圖」(明治12~13年ごろ)によって各町の境界線を記入、ただし文政11年「松山御城下繪圖」(原図延宝5年)によ

- って補正した。なお注29)のものに合わせて3枚の絵図は愛媛県立図書館および伊予史談会の所蔵によるものである。
- 28) 『松山古地図・資料(近藤・豊島家伝)』東雲書店, 1981, において複製がなされている。
- 29) 松山城下図で最も古いとされるのは寛永4年(1627)の図であるが、描き方が素略で記載ミスもあるため、復原資料としては副次的なものにとどまる。ただし筆者がみた感じではこのX-Yにあたる道がみられず、故にこの道路の開設は寛永4~12年の間位という推定も成り立つ。
- 30) 外郭との出入口には東門と、この北門とがある。土木学会編『明治以前日本土木史』岩波書店, 1935, 1221頁によれば、「北の大手門より三津ヶ濱街道筋を主要町家地とし、其左右に町家を置く。」(傍点筆者)云々とあるが、村上節太郎「重信の計画した松山城下町の変容—古地図から見た—」伊予史談, 216号, 75頁には、「筆者の今まで見た松山古図には大手門とか大手町の文字は見当らない。」と述べられている。しかし2門のうちどちらが大手門に相当するかといえば、位置からみて北門と考えるのが妥当であろう。
- 31) 「堅町」, 「横町」等の概念については、足利健亮『中近世都市の歴史地理』地人書房, 1984, に詳しい。
- 32) 『愛媛社会経済年表—古代・中世・近世社会経済発展過程—』愛媛県社会経済研究財団, 1980, 215頁(清水正史執筆)による。
- 33) 北紺屋町, 畳屋町などははじめから七間一人役と定められていた可能性がある。そうなると東西幅が7間の倍数ということも考えられるが、このような理由のため、推測の域にとどまる。
- 34) 『松山市誌』1962, 120頁。人足役についての説明も同書による。
- 35) 脇田修「近世都市の建設と豪商」(『岩波講座日本歴史9・近世1』1975) 180頁。
- 36) 西川・原田・矢守編『日本都市生活史料集成・5巻(城下町篇Ⅲ)』学習研究社, 1976, 282~314頁。
- 37) (1)徳川家康=城代平岩親吉(慶長5~8年)→(2)徳川義直=城代平岩親吉(慶長8~12年)→(3)直轄領=甲府城番(慶長12年~元和2年)→(4)徳川忠長(元和2年~寛永9年)→(5)直轄領=甲府城番(寛永9年~寛文元年)→(6)徳川綱重・綱豊(寛文元年~宝永元年)なお慣例を破って宝永元年(1704)に柳沢吉保が受封するが、都市プランとは直接関係がない。飯田文弥氏による注36)の解説(同書18~19頁)を参照。
- 38) この点は早くに小野均氏が「都市計画における城下町の商工組織」という観点から論じている。小野均『近世城下町の研究』至文堂, 1928, 142~143頁。
- 39) 矢守一彦「城下町プランにおける『近世』—とくに町割りにおける『堅』と『横』について—」(『講座日本の封建都市・第三巻(地域的展開)』文一総合出版, 1981) 160頁。
- 40) 前掲31) 111~132頁。
- 41) もちろん、横「ブロック」と横「町」は必ずしもイコールではない。会津若松においても横ブロック制を採用しながら大手側である城北部の主要な街路において縦方向の町通りを残している(前掲39, 159頁)。しかし大局的にみれば、ブロックの方向が町通りを規定していくとは言えるだろう。
- 42) 前掲36) 566~602頁。
- 43) 大阪歴史学会で発表した時には、「横ブロック制の採用がこのような変化につながる」といった表現を用いた。その際乾宏巳教授より、伝馬役はおそらくこの時点では銀納制になっていてそれが負担する町が替ったということで、町割が云々ということとあまり関係がないのではないかと、との御意見をいただいた。また今井修平助教授からは、伝馬役というのは宿場町では本当に馬を出していたが他では早くから銀納化され、例えば江戸の伝馬町も実際の馬を出すのが割と早くから消失している、との指摘をうけた。もっとも「新町」は町のはずれに位置していて、いかにも「馬」を供給するようなどころではある、という意見もあり、今後他の史料も用いて再検討したいが、とりあえずこのような形で発表しておきたい。
- 44) 前掲16) 108頁。
- 45) 『郡山町史』1953, 296頁。
- 46) 河合正治「城下町成立の問題—広島を中心として」(前掲20, 所収) 7頁。
- 47) 前掲2) 255~256頁。
- 48) もっともこれは内町での話であって(先にあげた柳町一丁目も内町)、外町ではこういう原則はあてはまらないと思う。
- 49) 宮本又次「尼ヶ崎一丁目についての考察—近世船場町内に関する一考察—」(『大阪の研究・第3巻』清文堂, 1980)

50) なお同論文には安永7年(1778)12月の水帳絵図が掲載され、そこには1軒毎の間口・奥行と役数が記入されている。ところが同図の奥書には「役数合四十五役」とあるのに合計するとそれとかなり不足する。これは記載もれの可能性が高く(今井修平氏の御教示による)、資料として利用するのは危険である。ただし寛政のデータでも総計するとやはり45役には達しないので、この数値も信頼性の上では曖昧な点を残すことは断わっておかねばならない。

〔付記〕 本稿は昭和60年度歴史地理学会大会(4月21日、於駒沢大学)および大阪歴史学会近世史部会

(同年10月21日、於大阪教育大学)で発表した内容をもとにしている。この部会の方では歴史学関係の方々からも基本的な問題点を多く指摘され、良い勉強となった。特に今井修平先生からは個人的に多くのことをお教えいただいたが、本稿では充分それらを生かし切れなかった。歴史学的に誤りがあればそれは当然筆者の責任であり、不備な点は後日を期したいと思う。また松山の調査の際は愛媛大学の松本博之先生、伊予史談会の景浦勉、伊藤義一両先生、その他関係各機関のお世話になった。英文要旨作製には府立四条駅高校教諭 S. Aoki 氏の御協力を得た。記してお礼申しあげたい。

(大阪府立玉川高校)

Some Consideration on City Plans of Japan's Pre-modern Ages
from the viewpoint of *Yaku* Obligation
Toshi Kanai

One of the recent trends in the field of Japanese history is that they try to clarify the principles of government in pre-modern age towns by studying *Yaku* obligation there. An approach of this kind also gives a lot of suggestions to historical geographers, for *Yaku* obligation was closely connected with city plans. *Yaku* obligation inside towns has been studied mainly in case of *Edo*, but I am afraid that its study has not been so far advanced as a whole.

Here I take up the following towns as examples to search for the usefulness of studying *Yaku* from the viewpoint of geography.

Case 1 *Imai*

In this town, I utilize the figures in *Yaku* as the data for reconstituting plotting of residential areas. Originally, *Yaku* obligation must have been made in even proportion to the width of each house's front. Conversely, by regulating the length of its depth, an original city plan will become clear. I have made this attempt by using the Residential Map of *Kitamachi* in *Imai* (*Kitamachi-yashikiwari-zu*).

In this town, such an assumption is possible that the division of residential areas has fairly progressed since the original *Yaku* obligation was settled.

Case 2 *Matsuyama*

It is possible to guess the interrelation between *Yaku* obligation and city plans of each parts (*machi*) in this castle town by using the documents written in 1694. This town was originally composed of thirty parts (*machi*), which were called *Komachi* and given some privileges [including the remission of *Chishi*. Collaterally these parts were obliged with heavier *Yaku* than the others. We can see the relationship between *Komachi* and *Hanshu* here. Judging from the original city plans, the width of each house's front was

unified to 5 *Ken* (about 9 meters) at the beginning, and each house was obliged with *Ichinin* (one person) *Yaku*.

Case 3 *Kofu*

Each parts in *Kofu* were divided into older ones (established in the age of *Takeda*) or newer ones. The former ones are called *Kamifuchu*, and the latter *Shimofuchu*. Moreover, both regions were divided into insides and outsides of the moat circling the castle, and the insides were obliged with heavier *Yaku* than the outsides. Therefore, even within older parts, the rates of *Yaku* obligation were not the same, but different according to their positions. The privilege of remission of *Chishi* was given both in *Kamifuchu* and in *Shimofuchu*. As for the duty of guard for fire, however, the number of fire-extinguishing men imposed on *Kamifuchu* was much smaller than that of *Shimofuchu*, which also shows a partial discrimination.

Case 4 *Aizuwakamatsu*

From the positions of parts which were obliged with *Yaku*, we can understand which direction from the castle was considered to be important. In case of this town, great importance was originally attached to the eastern parts. Next, there exist two kinds of main streets which run through the castle town, i.e. north-south ones and east-west ones. Considering the transition of horse-obligation (*Demmayaku*), the latter streets came to have more importance than the former ones. The rectangular block system was adopted in this town, and the length of latitudinal side is longer than that of longitudinal one. I assume, therefore, that this is probably associated with the above-mentioned transition.